

議案第54号

向日市議会委員会条例の一部改正について

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月18日 提出

提出者

向日市議会議員 村田光隆

賛成者

向日市議会議員 天野俊宏

〃 富安輝雄

〃 和島一行

〃 杉谷伸夫

〃 山田千枝子

条例第 号

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例

向日市議会委員会条例（昭和38年条例第10号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表 常任委員会の名称、委員の定数及び 所管			別表 常任委員会の名称、委員の定数及び 所管		
名称	定 数	所管事項	名称	定 数	所管事項
総務文教 常任委 員会	<u>6</u> 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと創生推進部の所管に属する事項</li> <li>・総務部の所管に属する事項</li> <li>・環境産業部のうち税務課の所管に属する事項</li> <li>・会計課の所管に属する事項</li> <li>・教育委員会の所管に属する事項</li> <li>・選挙管理委員会の所管に属する事項</li> <li>・公平委員会の所管に属する事項</li> <li>・監査委員の所管に属する事項</li> <li>・固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</li> <li>・他の委員会の所管に属さない事項</li> </ul>	総務文教 常任委 員会	<u>7</u> 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと創生推進部の所管に属する事項</li> <li>・総務部の所管に属する事項</li> <li>・環境経済部のうち税務課の所管に属する事項</li> <li>・会計課の所管に属する事項</li> <li>・教育委員会の所管に属する事項</li> <li>・選挙管理委員会の所管に属する事項</li> <li>・公平委員会の所管に属する事項</li> <li>・監査委員の所管に属する事項</li> <li>・固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</li> <li>・他の委員会の所管に属さない事項</li> </ul>

厚生 常 任委員会	6 人	・市民サービス部の所管に 属する事項	厚生 常 任委員会	7 人	・市民サービス部の所管に 属する事項
建設環境 常任委 員会	6 人	・環境産業部の所管に属す る事項（税務課の所管に属 する事項を除く。） ・都市整備部の所管に属す る事項  ・農業委員会の所管に属す る事項	建設環境 常任委 員会	6 人	・環境経済部の所管に属す る事項（税務課の所管に属 する事項を除く。） ・建設部____の所管に属す る事項 ・上下水道部の所管に属す る事項 ・農業委員会の所管に属す る事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、委員の定数に係る規定は公布の日から施行する。